

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成22年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました

今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。被保険者の皆さんには7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

$$\text{1人当たりの保険料(年額)} \text{ (最高限度額50万円)} = \text{均等割額 44,000円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 8.55\%}$$

【保険料の軽減】

所得の低い人は所得割額が軽減（5割）されます。また、世帯所得が一定水準以下の人は均等割額が軽減（9割・8.5割・5割・2割）されます。なお、平成22年度についても会社の健康保険などの被扶養者であった人は均等割額が9割軽減されます。

【保険料の納め方】

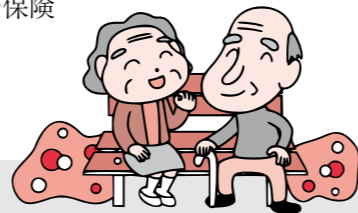
通知書に記載されている次の方法で納めてください。

特別徴収

偶数月に支給される年金から、保険料が天引きされます。
※保険年金課または各支所市民生活課で手続きをすれば、口座振替に切り替えることができます。

普通徴収

保険料を市内各金融機関（郵便局を除く）または口座振替で納めます。



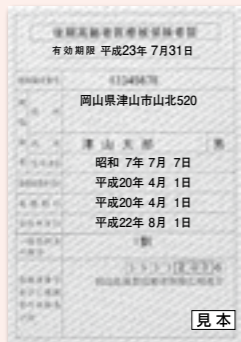
【納付期限】（平成22年度から納期が9期になりました。国民健康保険も同じ）

納期	期限	納期	期限	納期	期限
第1期	8月2日(月)	第4期	11月1日(月)	第7期	1月31日(月)
第2期	8月31日(火)	第5期	11月30日(火)	第8期	2月28日(月)
第3期	9月30日(木)	第6期	12月27日(月)	第9期	3月31日(木)

被保険者証が新しくなります

現在お手元にある被保険者証の有効期限は7月31日となっています。8月以降の新しい被保険者証は、前年の所得により窓口負担割合（1割または3割）の再判定を行い、7月下旬に送付します。8月以降、病院にかかるときは新しい被保険者証（紫色）を使ってください。

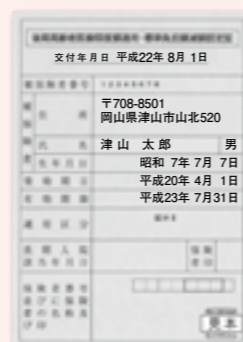
古い被保険者証（緑色）は、期限満了後、細かく破り捨てるなど個人の責任を持って処分するか保険年金課または各支所市民生活課（郵送可）に返却してください。



減額認定証の更新

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）」がお手元にある人は有効期限が7月31日までとなっています。新しい減額認定証は7月下旬に送付します。

新たに申請手続きを行う必要はありませんが、長期入院該当者（認定されていた人が過去12カ月で90日を超える入院）や前年の所得を未申告の人は、申請が必要になる場合があります。該当者には通知しますので、ご確認ください。



国民健康保険(国保)からのお知らせ

問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2071

平成22年度の国民健康保険（国保）の保険料率が決定しました

市の国保特別会計の実質的収支は平成18年度から4年連続して赤字となっています。平成20年度までは、繰越金と基金繰入により黒字決算を保ってきました。しかし、平成21年度では実質的収支が約4億5千万円の赤字となり、繰越金と基金残高のほぼ全額の2億3千万円を投入しても、約2億2千万円の赤字決算となります。これは、本市として初めてのことで。

市国保運営審議会は、平成22年度国保運営について①加入者の一定の負担増加は必要②不況下でもあり、大幅な負担増加を緩和するため市の財政的措置を行わざるをえないなどの答申を行いました。

そのため、安定した医療保険制度の下で皆さんが安心して暮らせるよう、加入者の負担を抑えるために財政的措置を講じながら平成22年度の保険料率を次のように改正しました。

改正後の1人当たりの平均保険料（年間）は7万9千円から8万5千円となり、約7.6%の増加となります。

今後は、保険料収納率の向上、国・県に対して負担額増加の要望、医療費適正化の取り組みなど国保財政の健全化に努めていきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎平成22年度 国民健康保険料率

■均等割	医療分 27,900円	後期高齢者支援金分 8,400円	介護分 8,000円
■平等割	医療分 21,700円	後期高齢者支援金分 6,200円	介護分 4,500円
■所得割	医療分 8.80%	後期高齢者支援金分 2.90%	介護分 2.50%

納入通知書は7月中旬にお届けします



納付回数は年9回（年金天引きの世帯を除く）

平成22年度から納期が9期になりました。

※納付期限は後期高齢者医療と同じです

非自発的失業者の保険料軽減

倒産や解雇などで職を失った人などには保険料の軽減措置があります。対象は雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者です。対象の人は早めに手続きをしてください。

※詳しくは広報つやま5月号に掲載しています

安全・確実にお手元へ

国民健康保険証を簡易書留郵便で

現在お手元にある国民健康保険証の有効期限は9月30日です。新しい保険証は9月下旬に発送予定です。安全・確実に届けるため、希望する世帯には簡易書留郵便でお送りします（保険料の未納がある人については希望に添えないことがあります）。

受付期間 8月2日(月)～31日(火)

申込方法 保険年金課または各支所市民生活課に電話または直接申し込む（保険証の記号番号を確認しますので、国民健康保険証を用意してください）

※簡易書留郵便の受け取り時には受領印が必要です。配達時に不在の場合は郵便局で一定期間保管しますが、再配達依頼をしないと市役所へ返送されます。必ず郵便局へ連絡をしてください

更新のお知らせ

「入院時の限度額適用及び食事標準負担額減額認定証」の更新

現在お手元にある認定証の有効期限は7月31日です。更新を希望する人は申請してください。

対象 国民健康保険標準負担額減額認定証（黄土色）または国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色）、国民健康保険限度額適用認定証（薄緑色）

手続き方法 8月2日(月)以降に印鑑と保険証を持参し、保険年金課または各支所市民生活課で手続きしてください

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

現在お手元にある受給者証の有効期限は7月31日となっています。

医療機関の窓口で負担する割合（1割または3割）について、毎年の所得により再判定を行い、国保に加入している70歳以上の人全員に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」（白いカード）を7月中旬に送付します。

※有効期限の過ぎた証は保険年金課または各支所市民生活課へお返しく下さい（郵送可）